

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—1

		空港周辺ゾーン		樹林ゾーン			田園ゾーン					
		A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	C-3	C-4		
建 築 物	位 置	(道路からの位置)	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道沿いに空間を確保するものとする。 ・県道の道路境界から20m以上後退するように努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。									
		(隣接地からの位置)	(2) 隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。 ・県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すように努める。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。									
		(配置)	(3) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置などを勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4) 遠景となる阿蘇外輪あるいは肥後台地と調和のとれた位置とする。									
	外	意匠・形態	(1) 地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に配慮するものとする。 ・この地域を取りまく樹林に調和し、阿蘇外輪への眺望を乱さないものとする。			(2) 樹林との調和を図るものとする。			(3) 田園の広がりのある景観を保つものとする。			
			(2) 屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山なみの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮するものとする。									
			(3) 屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。更に、上空からの景観にも配慮したものとする。									
			(4) 壁面に設ける設備は、目立たない位置に設ける。建築物の中に取り込む、又は覆いをするなどすっきりしたものとし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。									
			(5) 屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。									
			(6) 平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮するものとする。									
	観	規模	(1) 基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図るものとする。 ・建ぺい率は、40%を超えないように努めるものとする。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。									
			(2) 高さをできるだけ抑えて、遠景との調和に配慮するものとする。 ・特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めるものとし、その他の地域についても、この基準に配慮するものとする。									
		材料	(1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるものとする。									
			(2) 材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮するものとする。特に、緑との調和に留意する。									
	色彩	(1) 外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるものとする。										
(2) 敷地内における建築物、工作物及び広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるものとする。												
(3) 隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和が図られるものとする。												
(4) 季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和するものとする。												
敷地の緑化	(1) 建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すものとする。											
	(2) 敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めるものとする。											
	(3) 駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるように努めるものとする。											
	(4) 敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めるものとする。											
	(5) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めるものとする。											
	(6) 敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めるものとする。											
	(7) 樹種の選定、配植については、街路樹あるいは周辺の樹木等を勘案して決定するものとする。											
工 作 物	<さく・塀>	(1) 道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うものとする。(できる限り生垣とするように努めるものとする。)										
		(2) 高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観と調和したものとする。										
	<擁壁>	(1) 使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との超垂を図るものとする。(できる限り自然のり面とし緑化を施すものとする。)										
<記念塔>	(1) 敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めるものとする。											
	(2) 色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるものとする。											

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—2

		空港周辺ゾーン		樹林ゾーン			田園ゾーン			
		A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	C-3	C-4
工 作 物	<電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>	(1) ルートについては、周辺の景観に対し配慮するものとする。 (2) 県道沿いにはできるだけ設けないように努めるものとする。 (3) 電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。 (4) 県道の電線の横断はできるだけ避けるものとする。横断が必要な場合は、地中化に努めるものとする。 (5) 電柱広告はできるだけ行わないように努めるものとする。								
	<電波塔・物見塔等> <煙突> <高架水槽> <鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱> その他	(1) 道路からできるだけ後退させた位置とする。 (2) 色彩は周辺の景観、特に緑と調和が図れるものとする。 (3) 高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り簡素ですっきりしたものとし、周辺の景観に調和するものとする。 (4) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。 〇 その他 <観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設>、<アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設> <石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設>、<自動車車庫の用に供する立体的収納施設>、<汚物、ごみ処理施設等>								
	太陽光発電施設	(1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 (2) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。 (3) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 (4) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものをを使用すること。 (5) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 (6) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。								
	木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1) 木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるものとする。 (2) 木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。 (3) 高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すように努めるものとする。 (4) 伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。 — 緑地効果の高い樹林であることから、努めて伐採を行わないものとする。特に道路から20mの範囲については、伐採を行わないよう努めるものとする。必要な場合は、伐採後速やかに同一樹種の植栽による復元措置に努める。 —								
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すように努めるものとする。 (2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めるものとする。 (3) 敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配備し、修景に努めるものとする。									
鉱物の掘採及び土石の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(1) 周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (2) 行為中において、できるだけ周辺の景観との調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めるものとする。 (3) 行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるものとする。 (4) 鉱物の掘採及び土石の採取に直接関係のないのり面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めるものとする。									
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(1) 極端な地形の変更が行われないように努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるものとする。 (2) 土地の区画形質の変更においては、大きなのり面・擁壁が生じないように努める。 (3) 道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるように努めるものとする。 (4) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるように努めるものとする。 (5) のり面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努め、景観の向上を図るものとする。 (6) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。 — 敷地の外周については、できるだけ保全に努め、敷地内についても修景のための緑化を行うこととする。 — (7) 照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化を図るよう努めるものとする。									

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—3

	空港周辺ゾーン		樹林ゾーン			田園ゾーン			
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	C-3	C-4
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	<p>(1) 道路からできるだけ後退した位置とし、その敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。</p> <p>(2) 自動販売装置が複数になる場合においては、乱雑とならないように配置するものとする。できるだけまとめて、周辺の景観に調和した材質の屋根・壁で覆い修景を図るよう努めるものとする。</p> <p>(3) 空カン、クズ等が周辺に散らばって、乱雑とならないような措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 付属する電柱、電線についても、周辺の景観の調和に配慮するものとする。</p>								
広告物に関する事項	<p>(1) 色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和したものとする。</p> <p>(2) しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観に調和を乱さないように努めるものとする。</p> <p>(3) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮するものとする。</p> <p>(4) 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互について統一に努め、広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すものとする。</p> <p>(5) ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮したものとする。</p> <p>(6) 蛍光塗料は使用しないよう努めるものとする。</p> <p>(7) 屋上広告物については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、広告物の支持物が見えない構造とする。また色彩については、建築物の色調と調和するように努めるものとする。</p> <p>(8) 壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるように努めるものとする。</p> <p>(9) 突出広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一を図るよう努めるものとする。</p> <p>(10) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。</p> <p>(11) 広告塔は、その高さ、形状表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るよう努めるものとする。</p>								